

○意見総数:95件 ※説明会における意見を含む

1 目的に関するもの(2件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
1	「前文」又は「目的」で、なぜ仙台市が地球温暖化対策の推進を条例化するのか、取り組みの理念を掲げてはどうか。	ご意見を踏まえ、地球温暖化対策等に取り組む上での考え方を「基本理念」として新たに追加します。
2	国連の国際目標「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連を位置付けられないか。	持続的な発展が可能な都市の実現については、基本理念に掲げるとともに、今後の地球温暖化対策推進計画の改定にあたっては、SDGsの考え方を踏まえ検討してまいります。

2 各主体の責務に関するもの(3件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
3	「一時滞在者」の定義を、例えば観光者、ボランティア、外国人技能実習生などのように具体的に明記した方が、市域での一時滞在者に協力を求め易く、わかりやすいのではないか。	「一時滞在者」については、交流人口の拡大を踏まえ、業務や観光等により本市に一時的に滞在する方にも、市民に準じて地球温暖化防止のご協力をお願いすることを想定したものです。市民の皆様に合わせて滞在者の協力をいただけるよう、新たに「一時滞在者」も含めて「市民等」の定義を設け、市民に準じて責務や取り組みへの協力をいただくよう整理します。
4	廃棄物の発生の抑制等の取り組み主体に「一時滞在者」も含めてはどうか。	
5	条文の中に、市・事業者・市民・一時滞在者の責務が併記されており、文末が「～なければならない」に統一されている部分が多く、理解を得にくいと考える。一つの条文が長くなっても、市・事業者と市民・一時滞在者は、項を分けて表記した方がよい。	ご意見を踏まえ、「市」、「事業者」、「市民等」の各主体毎に責務や取り組むべき内容を整理いたします。

3 地球温暖化対策の推進に関する計画に関するもの(2件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
6	仙台市では震災後に人口が増加していることもあり、温室効果ガス排出量を震災前の水準に戻すのが難しいのであれば、例えば一人あたりの削減目標など、別の目標があっても良いのではないか。	現在の仙台市地球温暖化対策推進計画では、温室効果ガスの排出量についての削減目標を掲げているところですが、今後の地球温暖化対策推進計画の改定にあたっては、ご意見も参考にして検討してまいります。
7	「市は、地球温暖化対策推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境審議会の意見を聴くものとします。」の項目について、「市民の意見」も追加し、計画の変更時等はパブリックコメントを実施して欲しい。	「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、地球温暖化対策推進計画の策定や変更時には、市民の意見を聴取することが定められていることに加え、「仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱」においても、市の基本的な施策に関する計画等の策定(改定含む)時には、広く市民の意見を求めることとされていることから、これまでの地球温暖化対策推進計画の策定・変更時にも、パブリックコメントを実施しているところであり、今後も必要な手続きを実施してまいります。

4 各主体による地球温暖化対策に関するもの

(1) 事業活動に係る地球温暖化対策(54件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
8	エネルギー供給事業者の協力について、エネルギーの供給量に加え、再生可能エネルギーの構成比率や温室効果ガス排出量等の情報を求めているかどうか。	エネルギー供給事業者に対しては、市域の温室効果ガス排出量の適切な把握に必要と考えられる情報の提供について、協力を求めることを考えております。
(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムに関するもの		
9	省エネ法等の国の制度と二重になるのではないかと。	国の制度と二重にならないよう、アクションプログラムについては、市から事業者に対し助言や評価・表彰等、事業者の省エネを進めるために積極的に働きかけを行っていく仕組みとして検討を進めているところです。また、事業者の負担感も踏まえ、事業活動からの温室効果ガス排出量の約半分を占めると推計される約100の特定事業者を義務対象としたところですが、特定事業者以外の事業者にも、出来るだけ参加いただけるような仕組みにしたいと考えています。
10	既に省エネ法でエネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所や一定基準以上の台数を所有する運送事業者は国へ届出を行い、罰則をもって厳しく管理されている。国に重ねて市が力を入れて管理すべきはこの2者以外ではないかと。 (他、同趣旨の意見 1件)	
11	特定事業者に、原油換算エネルギー使用量が前年度において、1,500キロリットル未満の事業者を追加してはどうか。 (他、同趣旨の意見 4件)	
12	国の機関はアクションプログラムの対象となるか。同様に自動車運送業を営業者に該当するか。	国や地方公共団体についても、自動車運送業を営業者も含め、それぞれの規模要件のいずれかに該当する場合には特定事業者となります。
13	対象事業者の要件のいずれかに該当すれば特定事業者となるのか、それとも、全てに該当すると特定事業者となるのか。	
14	計画書・報告書は、「事業所単位」で作成・提出するということか。 (他、同趣旨の意見 1件)	エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の要件に該当する「事業所」毎に計画書・報告書を作成・提出いただくことを想定しています。運送事業者については、市内事業所分をまとめて作成・提出いただくことを考えています。
15	エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガスのいずれかを3000トン以上排出する事業所という「いずれか」の表現がわかりにくい。	アクションプログラムでは、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定されている、7種類の温室効果ガスを削減対象ガスとすることを想定しています。特定事業者の要件では、この7種類の温室効果ガスのうち、エネルギー起源CO ₂ 以外の排出量に関する要件を表しているものですが、ご意見を踏まえ、ご理解をいただけるように分かりやすい周知等を図ってまいります。
16	アクションプログラムで対象とするのはCO ₂ のみか。	
17	事業者の排出量については、毎年度国に報告しており、市に対する報告様式を国に合わせて欲しい。 (他、同趣旨の意見 5件)	計画書・報告書の作成に係る事業者の負担が過大とならないよう、計画書等の様式については国の報告書のデータを活用できるようにしたいと考えています。
18	計画書の変更は、どのような場合を想定しているか。	現段階では、事業の拡張・縮小など温室効果ガス排出量が大幅に変更となるような場合を想定しています。

19	省エネ法では企業内部の統制のためにエネルギー管理統括者等の選任や委員会を設置することとなっている。仙台市の制度においてもこのようなものが必要となるのか。	既に省エネ法等で省エネの推進体制が整備されている場合には、本市の制度のために新たな体制を整備していただく必要はありませんが、まだ整備されていない場合には、事業者の皆様を実施していただきたい削減対策の一つとして想定しています。
20	計画期間は3年ということであるが、3年が経過したら制度は終了するのか。	3年間で終了した時点で、特定事業者の要件を満たす場合は、次の計画期間の3年が始まることを想定しています。なお、既に計画を設定されている場合は、本制度の計画期間3年間のうちに実施する対策や目標などを抜粋するなどして記載いただければと考えています。
21	既に内部で基準年度と目標年度を設定し対策に取り組んでいる中で、この制度の基準年度と目標年度ができると、二重になってしまうことを懸念している。	
22	CO ₂ 排出量は生産量によって変動するため、削減対策結果の指標にはならないのではないのか。	制度の目的としては温室効果ガス排出量の削減であるため、総量で任意の値を設定していただくことを考えていますが、事業活動の影響等による排出量の増減も考えられるため、原単位についても目標設定していただき、総量と原単位の両面から削減状況を確認していく考えです。なお、目標が未達成であつても特段の措置は想定しておりません。
23	温室効果ガス削減目標は事業者が任意の値を設定するのか。	
24	計画書・報告書には温室効果ガス削減目標として原単位と総量の双方を記載するが、どちらで削減を確認するのか。	
25	温室効果ガス削減目標を達成できない場合の措置はあるのか。	
26	計画書等を公表する必要があるのか。その目的は何か。	各事業者の取り組みを他事業者の参考となるように周知するため、提出された計画書等の内容のうち、制度の根幹に係る範囲として事業者名、温室効果ガス排出量、削減目標等について、市が取りまとめて公表することを想定しております。なお、温室効果ガス排出量だけではなく、原単位についても公表することを想定しており、削減のアピールにつながるものと考えています。
27	計画書等の内容のうち、公表される範囲はどこまでか。 (他、同趣旨の意見 1件)	
28	温室効果ガスを大量に排出している事業所については計画書等の公表により悪いイメージになるのではないのか。	
29	事業所への助言は、毎年全ての事業所に対し行うのか。 (他、同趣旨の意見 1件)	現時点では、計画期間内(3年)に全ての事業所を訪問したいと考えています。
30	行政に指導されなくても自発的に省エネを推進しているため、その支援として補助金の増額や申請の簡素化、柔軟性を見直した方が効果的である。 (他、同趣旨の意見 1件)	モデル事業において、市からの助言等が新たな削減対策へのきっかけとなる等、その効果を確認したところでございます。なお、公的補助を含めた事業者の省エネを促進するための施策については、今後ご意見を踏まえながら検討してまいります。なお、現在実施している補助金等の施策については、チラシや市ホームページ等でお知らせしております。
31	事業者の省エネを進めるため、省エネ等に関する補助金の増額、補助対象経費の割合増加や促進税制等の優遇策を検討してはどうか。 (他、同趣旨の意見 4件)	
32	補助金等の具体的な施策についても公表してほしい。	
33	特定事業者以外の事業者への省エネの取り組み支援は具体的にどのような内容か。	特定事業者以外の事業者にもご参加いただけるよう、特定事業者と同様に助言や表彰を行うとともに、書類作成負担を軽減するなどの内容を考えています。

34	既に省エネの取り組みを進め削減実績があるが、アクションプログラムの評価においてはこれらの先行対策について考慮されないのか。 (他、同趣旨の意見 1件)	これまで取り組まれた先行事例について広く紹介するような工夫も含め、ご意見を参考にして検討してまいります。
35	排出係数の小さい電力の選択が評価されるよう、変動係数による排出量も記載する等の配慮が必要ではないか。 (他、同趣旨の意見 1件)	事業者の温室効果ガス削減の取り組みを客観的に把握するため、計画期間内においては電力排出係数を固定することを想定しています。
36	特定事業者以外の事業者の支援のため、省エネルギーセンターと連動する、無料省エネ診断を紹介するといった取り組みなども必要ではないか。	いただいたご意見を参考に、事業者のメリットとなるような施策を検討してまいります。
37	優良な取り組みを実施した事業所に対して、仙台市ホームページによる事業所名の公開、事業所のホームページにロゴマーク等の表示をできるようにして欲しい。	
38	「必要な措置を講ずるよう勧告することができる」の「必要な措置」とは具体的には何か。	市からの再三の要請にもかかわらず、計画書等を提出いただけない場合や、計画書等に虚偽の記載をし是正されない場合などに、計画書等の提出や是正を求めるものです。
39	(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラムはいつから開始するのか。 (他、同趣旨の意見 1件)	できるだけ早期の開始を目指して検討を進めているところです。なお、制度開始にあたっては、改めて周知を行う予定です。
40	制度が始まる際には、改めて周知されるのか。	

(3) 自動車等に係る地球温暖化対策(2件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
41	公共交通機関や自転車の利用が促進されるよう、自転車・徒歩通勤の促進、地下鉄延伸、税制優遇、駐輪場の設置などへの取り組みを進めるべき。	環境負荷の小さい交通手段が選択されるよう取り組みを進めており、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
42	タクシーは公共交通機関に準ずるという事を考え、移動手段として、自家用車の代わりにタクシーの利用が増えれば、温暖化の抑制にも繋がるのではないか。	

(4) 再生可能エネルギーの優先的な利用等(5件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
43	「再生可能エネルギーの優先的な利用に努めます」とは具体的には何か。	温室効果ガスの排出抑制に向けては、省エネのほかに、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用が効果的であることから、市民・事業者の皆様にも可能な範囲で再生可能エネルギーを利用いただきたいと考えております。
44	事業者は再生可能エネルギーを取り入れて脱炭素経済を目指す提案にほとんど耳を傾けない。カーボンオフセットを推進してほしい。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

45	モデル地区で市が住宅の屋根に太陽光パネルを設置するなど、低炭素電力を波及させてはどうか。	地球温暖化防止に向け再生可能エネルギーの普及は重要であり、中間案におきましても、再生可能エネルギーの優先的な利用についても掲げているところです。本市では、田子西地区等の復興公営住宅において、太陽光発電設備等を設置し、エネルギーを効率的に作り出す取り組みをモデル的に進めているほか、指定避難所である市内の小中学校等に太陽光発電と蓄電池を組み合わせたシステムを導入し、平常時の環境負荷低減と災害時の自立電源確保を図っております。また、これらの取り組みや市民に対するイベント等での啓発を通して、エネルギーの地産地消を目指すとともに、エネルギー自律型のまちづくりに努めております。
46	市民が出来るだけ再生可能エネルギーの電気を購入するようになれば、地産地消が進み、温暖化対策にも寄与するのではないか。	
47	市民に近い自治会・町内会に非常用電源として、太陽光発電、蓄電池の設置を進めてほしい。	

(6) 廃棄物の発生の抑制等(1件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
48	事業所から排出される紙・プラを資源として回収する仕組みの構築を条例に明記すべき。	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において、事業者は廃棄物の発生抑制や再生利用等によりその減量に努め、自ら適正に処理を行うこととされており、本市においては、事業系紙類回収庫の設置などによりリサイクルを推進しているところでございます。

(7) 森林の保全及び整備(3件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
49	山を切り開いての太陽光パネルの設置が目立つが、森林保全と再生可能エネルギーのどちらを重視するのか。	地球温暖化対策を推進するうえで再生可能エネルギーの利用は重要な施策ですが、その推進にあたっては、環境影響評価制度や土地利用規制等を適切に運用し、自然環境の保全に配慮することが重要であると考えています。
50	森林が持つ二酸化炭素吸収・固定の機能を説明した方が良いのではないか。	いただいたご意見を踏まえ、温室効果ガスの吸収作用に関する記載を追加します。
51	木質バイオマス資源の積極的な活用に努めるという文言を追加してはどうか。	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

(8) 緑の保全及び緑化の推進(2件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
52	温室効果ガスを吸収する緑地や気化熱により温度低下が期待できる湿地帯のようなものを増やすことが重要である。	温室効果ガスの吸収源に加え、気温上昇の抑制のため、緑化の推進や農地も含めた緑の維持・保全に取り組んでおり、ご意見も参考に引き続き施策を進めてまいります。
53	緑の保全に関しては農地も含めた表現にしてはどうか。	

(9) 気候変動への適応の推進(1件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
54	「適応策」についても、より具体的に明文化し、積極的な取り組みを推進してほしい。	「適応策」について、「緩和策」と併せて進めていく旨を「基本理念」として明示するとともに、今後の仙台市地球温暖化対策推進計画の改定にあたって、具体的な取り組みについても検討してまいります。

5 全体に関するもの(20件)

No.	ご意見等の概要	考え方(案)
55	<p>自動車メーカーは、運送事業者には不要な機能を削ぎ落とし、新しい環境技術を搭載したトラックを低価格で提供するように方向転換すべきではないか。運送事業者だけでなく、メーカーも行政も応分な負担を目指す必要がある。運送を発注する荷主や消費者も、トラックの環境技術への負担をするという認識が必要であり、トラック輸送で恩恵を受けている社会全体がコスト負担をする必要があるとの内容を条例に盛り込んでいただきたい。</p> <p>(他、同趣旨の意見 1件)</p>	<p>ご意見については、国の動向なども踏まえ、今後の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
56	<p>環境にやさしい車両の購入費用に対する公的援助や、自動車メーカーへの低価格化への指導を行っていただきたい。</p> <p>(他、同趣旨の意見 1件)</p>	
57	<p>石炭火力発電所の稼働を認めないと条例で警告すべき。</p> <p>(他、同趣旨の意見 1件)</p>	<p>本市では、石炭火力発電所については規模を問わず全てを環境影響評価の手続きの対象とするとともに、独自の立地抑制に向けた指導方針を定め、石炭火力発電所の立地を自粛するよう強く求めているところであり、今後とも指導方針に基づき対応してまいります。</p>
58	<p>温室ガスに関して古典的に政策詐欺だったことが疑われているのですが、地球温暖化に関しても壮大な政策詐欺の噂が流れています。この政策前提の妥当性に関してもう少し科学的に検討されてください。</p>	<p>国際的な機関である気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書によれば、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、1950年代以降、観測された変化の多くは、数十年から数千年間にわたり、前例がない」と評価されているところです。</p>
59	<p>具体的にどのような行動をとれば良いのか明確に示したり、各家庭に対する周知・広報が必要ではないか。</p> <p>(他、同趣旨の意見 1件)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「各主体の地球温暖化対策等」を整理するとともに、周知・広報については、具体的な行動の例示なども含め、市民の皆様の理解が深まるように努めてまいります。</p>
60	<p>市の施策を市民に浸透していくために、具体的取り組みをマニュアル化して地域の中で周知したり、気軽に問い合わせられる窓口を設けるなど、市民への分かりやすい啓発が必要ではないか。</p> <p>(他、同趣旨の意見 1件)</p>	<p>地球温暖化対策を進めるうえで、環境教育や学習は重要であり、環境学習館たまきさんサロン等で市民への啓発に取り組んでいるところであり、ご意見も参考に引き続き施策を進めてまいります。</p>
61	<p>教育の推進等では、力を入れて取り組んでほしい。学齢期の子どもへの働きかけを重要視した環境教育計画を打ち出してほしい。</p>	
62	<p>県と市の知恵を出し合い目標を達成できるように、相互に連携していくことが重要ではないか。</p>	<p>地球温暖化対策については国や県等の関係機関と連携して推進しているところであり、引き続き関係行政機関と連携を図り効果的に施策を推進してまいります。</p>
63	<p>「パリ協定」の記載をしてはどうか。</p>	<p>中間案は国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえてとりまとめたものであり、現行の仙台市地球温暖化対策推進計画についてもパリ協定を前提として策定しております。</p>

64	他政令指定都市の条例や施策を参考に、仙台市でも取り入れてはどうか。	中間案のとりまとめにあたっては、他都市条例を参考にしたところがございます。
65	条文の主語が「市は」がほとんどで、「市長は」で始まる条文が、他政令都市条例と比較して、少ない。条文の主語を「市長」はとすることで、実施の所在や責務が明らかにしてはどうか。	ご意見を踏まえ、「地球温暖化対策推進計画」及び「(仮称)温室効果ガス削減アクションプログラム」に係る助言や評価、表彰などの主語を「市長」に変更します。
66	森林の保全及び整備、緑の保全及び緑化の推進を掲げているが、その基本となる水循環については何も記されていないので、条例に「水循環・水環境」の項目を追加して欲しい。	水循環の維持・保全は、気候変動影響への適応の面からも重要な課題であると考えており、ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
67	水源を守るための保全計画を盛り込んでほしい。	
68	省エネ建築診断士やうちエコ診断士と連携していくことが必要ではないか。 (他、同趣旨の意見 1件)	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。